

○西条市アウトドア活動拠点施設設置及び管理条例施行規則

平成 31 年 1 月 15 日

規則第 1 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、西条市アウトドア活動拠点施設設置及び管理条例（平成 30 年西条市条例第 28 号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(使用の申請)

第 2 条 西条市アウトドア活動拠点施設（以下「アウトドアオアシス」という。）の大ホール、中会議室、小会議室、イベント広場又はキャンプ場（以下「大ホール等」という。）を使用しようとする者は、条例第 6 条の規定により、西条市アウトドアオアシス使用許可申請書（様式第 1 号）を市長に提出しなければならない。

2 前項に規定する申請は、使用する日の 6 月前から受け付ける。ただし、市長が特に必要と認めるときは、この限りでない。

(使用の許可)

第 3 条 市長は、前条第 1 項の使用許可申請書を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、西条市アウトドアオアシス使用許可書（様式第 2 号）を申請者に交付する。

2 クライミングウォール及びボルダリング施設の利用者については、使用料の支払をもって、許可を受けたものとみなす。

3 第 1 項の許可書の交付を受けた者（以下「使用者」という。）は、大ホール等を使用する際には、当該許可書を携帯し、職員の求めがあったときは、これを提示しなければならない。

(使用料の減免)

第 4 条 条例第 7 条第 2 項の規定による使用料の減免を受けようとする者は、西条市アウトドアオアシス使用料減免申請書（様式第 3 号）を市長に提出しなければならない。

(使用料の還付)

第 5 条 条例第 8 条ただし書の規定による使用料の還付の区分は、次のとおりとする。

(1) 条例第 8 条第 1 号及び第 2 号に該当したとき。全額

(2) 条例第 8 条第 3 号に該当したとき。10 割以内

2 前項の使用料の還付を受けようとする者は、西条市アウトドアオアシス使用料還付請求書（様式第4号）を市長に提出しなければならない。

（特別設備等）

第6条 使用者は、条例第6条第2項の規定により、特別な設備をし、又は備付け以外の器具等を持ち込み使用しようとするときは、特別設備等使用許可申請書（様式第5号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の特別設備等使用許可申請書を受理した場合において、その内容を審査し、適当と認めるときは、特別設備等使用許可書（様式第6号）を交付する。

3 第3条第3項の規定は、前項の特別設備等使用許可書の提示について準用する。

（入居の申請）

第7条 アウトドアオアシスのアウトドア用品売場又はおあしす市場（以下「売場等」という。）に入居しようとする者は、条例第12条において準用する条例第6条第1項の規定により、アウトドア用品売場入居許可申請書（様式第7号）又はおあしす市場入居許可申請書（様式第8号）（以下これらを「入居許可申請書」という。）に市長が必要と認める書類を添付して市長に提出しなければならない。

（入居の許可）

第8条 市長は、入居許可申請書を受理した場合において、その内容を審査し、適当と認めたときは、アウトドア用品売場入居許可書（様式第9号）又はおあしす市場入居許可書（様式第10号）（以下これらを「入居許可書」という。）を交付する。

2 第6条の規定は、入居の許可に準用する。

3 入居許可書の交付を受けた者（以下「入居者」という。）がその使用を取りやめようとするときは、使用を取りやめる日の3月前までに書面をもって市長に提出しなければならない。

（遵守事項）

第9条 条例第6条第1項（条例第12条において準用する場合を含む。）の許可を受けた者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 所定の場所以外で喫煙又は火気の使用をしないこと。
- (2) 許可なくして館内にはり紙、釘打ち等をしないこと。
- (3) 他人の迷惑となる行為をしないこと。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、職員の指示に従うこと。

（職員の立入り）

第10条 職員は、アウトドアオアシスの管理上必要があると認めるときは、使用中の施設に立ち入ることができる。

(原状回復後の点検)

第11条 使用者及び入居者は、条例第11条第1項又は条例第19条第1項の規定により現状に回復したときは、職員の点検を受けなければならない。

(読替規定)

第12条 条例第20条第1項の規定によりアウトドアオアシスの管理を指定管理者に行わせる場合は、第2条、第4条、第5条、第6条（第8条第2項において準用する場合を含む。）、第7条及び第8条の規定中「市長」とあるのは「指定管理者」と、第3条（第6条第3項において準用する場合を含む。）中「市長」とあり、及び「職員」とあるのは「指定管理者」と、第9条から前条までの規定中「職員」とあるのは「指定管理者」と、第2条中「様式第1号」とあり、第3条中「様式第2号」とあり、第4条中「様式第3号」とあり、第5条中「様式第4号」とあり、第6条中「様式第5号」及び「様式第6号」とあり、第7条中「様式第7号」及び「様式第8号」とあり、並びに第8条中「様式第9号」及び「様式第10号」とあるのは「指定管理者が定めるもの」と、次条中「市長は、条例第24条の売場等の入居に係る許可に当たっては」とあるのは「指定管理者は、条例第24条の売場等の入居に係る許可に当たっては、入居申請に係る書類の写しを添えて市長に通知するものとする。この場合において、市長は」と、「答申する。」とあるのは「答申する。この場合において、市長は当該結果について指定管理者に通知する。」と、読み替えるものとする。

(審査委員会への諮問等)

第13条 市長は、条例第24条の売場等の入居に係る許可に当たっては、同条の西条市アウトドア活動拠点施設入居審査委員会（以下「審査委員会」という。）に諮問する。

2 審査委員会は、前項の規定により諮問された事案について審査し、その結果を市長に答申する。

(その他)

第14条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成31年4月1日から施行する。ただし、次に掲げる規定は、平成31年7月1日から施行する。

(1) 第7条、第8条、第11条、第13条及び様式第7号から様式第10号までの規定

(2) 第9条から第12条までの規定（売場等に係る部分に限る。）

（準備行為）

2 条例附則第2項に規定する入居の許可及び審査委員会による審査に関し必要な行為その他必要な準備行為は、前項ただし書に規定する規定の施行の日前においても行うことができる。

附 則（令和3年12月23日規則第34号）

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この規則による改正後の西条市アウトドア活動拠点施設設置及び管理条例施行規則の規定は、令和4年4月1日以後の使用について適用し、同日前の使用については、なお従前の例による。

様式第 1 号（第 2 条関係）

西条市長					年 月 日	
殿						
住所						
申請者						
氏名						
電話						
西条市アウトドアオアシス使用許可申請書						
次のとおりアウトドアオアシスを使用したいので申請します。						
会議室等・備品	区分		使用日時	使用時間 合計	使用料金額	
	大ホール	会場使用料	☐ 営利		円	
		冷暖房使用料			円	
	中会議室 1	会場使用料	☐ 営利		円	
		冷暖房使用料			円	
	中会議室 2	会場使用料	☐ 営利		円	
		冷暖房使用料			円	
	小会議室 1	会場使用料	☐ 営利		円	
		冷暖房使用料			円	
	小会議室 2	会場使用料	☐ 営利		円	
冷暖房使用料				円		
プロジェクター、スクリーン				円		
その他施設	キャンプ場	区分	単位	使用日時	使用単位 合計	使用料金額
		オートサイト	15時30分～ 翌日10時30分			円
			11時～15時			円
		フリーサイト	15時30分～ 翌日10時30分			円
			11時～15時			円
	イベント広場（ m ² ）		☐ 営利		円	

備考

- 1 大ホール及び会議室の冷暖房を使用するときは、会議室等使用料の5割を加算する。
- 2 営利目的に使用するとき、又は付随的に営利を得ることがあるときは、会議室等使用料の5割を加算する。
- 3 使用時間には、準備及び原状回復に要する時間を含む。
- 4 使用時間が1時間に満たないときは、1時間とみなす。
- 5 使用料の算定において、10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。
- 6 キャンプ場のオートサイト又はフリーサイトの1区画について、2以上の単位の時間を継続して使用する場合は、各単位の間の10時30分から11時まで及び15時から15時30分までについても使用することができる。
この場合において、当該各単位の間の使用に係る使用料は、無料とする。

様式第2号（第3条関係）

年 月 日							
申請者 様							
西条市長 印							
西条市アウトドアオアシス使用許可書							
アウトドアオアシスの使用について、次のとおり許可します。							
会議室等・備品	区分		使用日時	使用時間 合計	使用料金額		
	大ホール	会場使用料	☐ 営利		円		
		冷暖房使用料			円		
	中会議室 1	会場使用料	☐ 営利		円		
		冷暖房使用料			円		
	中会議室 2	会場使用料	☐ 営利		円		
		冷暖房使用料			円		
	小会議室 1	会場使用料	☐ 営利		円		
		冷暖房使用料			円		
	小会議室 2	会場使用料	☐ 営利		円		
冷暖房使用料				円			
プロジェクター、スクリーン				円			
その他施設	キャンプ場	区分	単位	使用日時	使用単位 合計	使用料金額	
		オートサイト	15時30分～ 翌日10時30分				円
			11時～15時				円
		フリーサイト	15時30分～ 翌日10時30分				円
			11時～15時				円
	イベント広場（ m ² ）		☐ 営利		円		

備考

- 1 大ホール及び会議室の冷暖房を使用するときは、会議室等使用料の 5 割を加算する。
- 2 営利目的に使用するとき、又は付随的に営利を得ることがあるときは、会議室等使用料の 5 割を加算する。
- 3 使用時間には、準備及び原状回復に要する時間を含む。
- 4 使用時間が 1 時間に満たないときは、1 時間とみなす。
- 5 使用料の算定において、10 円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。
- 6 キャンプ場のオートサイト又はフリーサイトの 1 区画について、2 以上の単位の時間を継続して使用する場合は、各単位の間の 10 時 30 分から 11 時まで及び 15 時から 15 時 30 分までについても使用することができる。
この場合において、当該各単位の間の使用に係る使用料は、無料とする。

様式第 3 号 (第 4 条関係)

西条市長			殿	年	月	日
住所						
申請者						
氏名						
電話						
西条市アウトドアオアシス使用料減免申請書						
アウトドアオアシス使用料を次の理由により減免くださいますよう申請します。						
使用日				から	時間	
まで						
使 用 目 的						
使 用 施 設						
減免を受けようとする理由						
減免を受けようとする額	円					

様式第 4 号(第 5 条関係)

西条市長		殿	年	月	日
		住所			
		申請者			
		氏名	印		
		電話			
西条市アウトドアオアシス使用料還付請求書					
アウトドアオアシス使用料を次の理由により還付くださいますよう申請します。					
許 可 年 月 日					
使用をとりやめた 施設名					
使用をとりやめた 理由					
既 納 の 使 用 料	円				
還 付 申 請 額	円				

様式第 5 号 (第 6 条関係)

年 月 日

西条市長 殿

住所
団体名
代表者名

特別設備等使用許可申請書

西条市アウトドア活動拠点施設設置及び管理条例施行規則第 6 条第 1 項の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

使 用 場 所 又 は 入 居 場 所	
使 用 許 可 番 号 又 は 入 居 許 可 番 号	
特別設備等の名称	
期 間	
申 請 理 由	

様式第 6 号(第 6 条関係)

年 月 日

様

西条市長



特別設備等使用許可書

年 月 日付けで申請のあった特別設備等については、西条市アウト
ドア活動拠点施設設置及び管理条例施行規則第 6 条第 2 項の規定に基づき、下記の
とおり許可します。

記

使 用 場 所 又 は 入 居 場 所	
使 用 許 可 番 号 又 は 入 居 許 可 番 号	
特別設備等の名称	
期 間	
許 可 条 件	

様式第 7 号(第 7 条関係)

年 月 日

西条市長 殿

住所
団体名
代表者名

アウトドア用品売場入居許可申請書

アウトドア用品売場に入居したいので、関係書類を添えて申請します。

記

1 使用目的

2 事業計画

(1) 使用予定期間

年 月 日～ 年 月 日(年 箇月)

※ アウトドア用品売場の使用期間は 5 年以内で、特に必要と認められた場合には、再申請を行うことによって期間を延長することができます。

(2) 事業計画書、収支計画書

別紙のとおり

※ コンセプト、提供する商品・サービス内容、事業スケジュール等を具体的に記載すること。

(3) 実施体制図

別紙のとおり

3 連絡先

担当者氏名		電話番号	() —
所属部課		FAX 番号	() —
		E-mailアドレス	

4 関係書類

- (1) 定款（個人事業主は代表者の住民票）の写し
- (2) 法人にあっては、当該法人の履歴事項全部証明書の写し
- (3) 会社概要のわかる資料・パンフレット
- (4) 決算書及び納税証明書の写し

様式第 8 号 (第 7 条関係)

年 月 日

西条市長 殿

住所
団体名
代表者名

おあしす市場入居許可申請書

おあしす市場に入居したいので、関係書類を添えて申請します。

記

1 使用目的

2 事業計画

(1) 使用予定期間

年 月 日～ 年 月 日 (年 箇月)

※ おあしす市場の使用期間は 5 年以内で、特に必要と認められた場合には、再申請を行うことによって期間を延長することができます。

(2) 事業計画書、収支計画書

別紙のとおり

※ コンセプト、提供する商品・サービス内容、事業スケジュール等を具体的に記載すること。

(3) 実施体制図

別紙のとおり

3 連絡先

担当者氏名		電話番号	() —
所 属 部 課		FAX 番号	() —
		E-mail アドレス	

4 関係書類

- (1) 定款（個人事業主は代表者の住民票）の写し
- (2) 法人にあっては、当該法人の履歴事項全部証明書の写し
- (3) 会社概要のわかる資料・パンフレット
- (4) 決算書及び納税証明書の写し

様式第 9 号(第 8 条関係)

年 月 日

様

西条市長



アウトドア用品売場入居許可書

年 月 日付けで申請のあったアウトドア用品売場への入居については、適当と認めますので、西条市アウトドア活動拠点施設設置及び管理条例施行規則第 8 条の規定に基づき、下記のとおり許可します。

記

使 用 期 間	年 月 日 ～ 年 月 日 (年 か月)
使 用 料	円／月
許 可 条 件	

※ その他、電気の使用料、水道の使用料、アウトドア用品売場の入居者が負担しなければならないと認められる費用については、アウトドア用品売場の入居者の負担とする。

様式第 1 0 号(第 8 条関係)

年 月 日

様

西条市長

印

おあしす市場入居許可書

年 月 日付けで申請のあったおあしす市場への入居については、
適当と認めますので、西条市アウトドア活動拠点施設設置及び管理条例施行規則第 8
条の規定に基づき、下記のとおり許可します。

記

使 用 期 間	年 月 日 ～ 年 月 日 (年 か月)
使 用 料	円／月
許 可 条 件	

※ その他、電気の使用料、水道の使用料、おあしす市場の入居者が負担しなければ
ならないと認められる費用については、おあしす市場の入居者の負担とする。